

日 本 史

第 1 問

次の(1)~(5)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えよ。解答は、解答用紙(イ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

- (1) 大宝令によって、朝廷の位階や官職の仕組みが整えられたが、この仕組みは、要職を占める五位以上の官人が特権的な待遇を受けるものであった。彼らの多くは、古くから天皇に奉仕してきた畿内の有力氏族であった。
- (2) 孝謙天皇は、758年に淳仁天皇に譲位したが、しばらくして淳仁天皇と対立すると、国家の大事は孝謙太上天皇が自らおこなうことを宣言した。これを不満とする藤原仲麻呂が反乱を起こすと、孝謙太上天皇はこれを鎮め、ついで淳仁天皇を廃して再び天皇となった。
- (3) 平城天皇は、809年に嵯峨天皇に譲位したが、しばらくすると平城京に遷^{うつ}って国政への意欲を強めたため、政治的混乱が生じた。嵯峨天皇は、兵を動かして混乱をおさめ、平城太上天皇は自ら出家した。そののち嵯峨天皇は823年に淳和天皇に譲位すると、内裏から離宮に居所を移して隠棲^{いんせい}した。
- (4) 平安京に遷都して以降、官司の統廃合が積極的におこなわれたほか、大学の制度を改変して学問を奨励し、優秀な者は家柄によらず中央や地方の要職に採用するなど、令制に定められた官人制度の改革がおこなわれた。
- (5) 嵯峨天皇の弘仁年間(810~823)には、平安宮の諸門の呼び名が中国風に改められた。また中国唐の儀礼を参考に朝廷の儀礼を整え、『内裏式』などの儀式書が編纂された。このとき、天皇に対する拝礼の作法が、日本の古い習俗を起源とするものから中国風のものに改められた。

設 問

A 9世紀前半に、太上天皇の政治的立場は大きく変化した。それはどのようなものか。2行以内で述べよ。

B 9世紀前半に、天皇と官人との関係は、どのように変化したか。奈良時代までとの違いに留意しつつ、4行以内で述べよ。

第 2 問

東大寺の再建に関する次の(1)~(4)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えよ。
解答は、解答用紙(口)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

- (1) 朝廷は、1180年に焼失した東大寺の再建を、人々から広く財物の寄付を集めておこなうこととした。その責任者に任じられた重源は、宋に渡った経験もあった。
- (2) 重源は、後白河院から庶民に至る広範な人々に寄付をよびかけた。これを受けて藤原秀衡は奥州産の金の寄付を約束し、源頼朝は米や金、絹など、たびたび多額の寄付をおこなった。
- (3) 大仏の鑄造は当初、技術者不足で難航していたが、重源は、宋から来日していた商人で、技術にも通じていた陳和卿を抜擢し、これを成功させた。また伽藍の造営には大仏様とよばれる建築技法が用いられた。
- (4) 1191年、頼朝は周防国で伐り出された材木を翌年中に東大寺に運搬するよう、西国の地頭に命じた。さらに1194年には、畠山重忠や梶原景時ら有力御家人たちの責任で仏像や伽藍を造営するよう命じた。

設 問

- A 東大寺再建に用いられた技術の特徴について、その背景にふれながら、2行以内で説明せよ。
- B 源頼朝は東大寺再建にどのように協力したか。頼朝の権力のあり方に留意しつつ、3行以内で説明せよ。

第 3 問

次の(1)~(5)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えよ。解答は、解答用紙(ハ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

- (1) 1633 年、幕府は、長崎へ赴く奉行に命令書を出した。その第 1 条~第 3 条は、奉書船以外の海外渡航禁止、日本人の海外渡航禁止、海外在住 5 年以上の日本人の帰国禁止を規定し、第 6 条~第 16 条は、長崎に来るポルトガル船とその貿易に関わる諸規定であった。
- (2) 1634 年には、前年と同一内容の命令書が出された。この年から長崎では、貿易に従事するポルトガル人を収容する施設として出島の築造が開始され、1636 年、彼らは出島に移された。
- (3) 1635 年の命令書は、第 1 条~第 3 条で、日本船と日本人の海外渡航禁止、海外在住日本人の帰国禁止を規定した。第 6 条~第 16 条は、前年までとほぼ変わりがなかった。1636 年の命令書には、長崎の町に残っていたポルトガル人の血縁者を追放する規定が追加されたが、来航ポルトガル船とその貿易に関わる諸規定は前年と変わりがなかった。
- (4) 島原の乱(島原・天草一揆)鎮圧後の 1638 年から翌 1639 年にかけて、幕府は、江戸参府中のオランダ商館長に対して、ポルトガル人が日本にもたらしているような商品を、オランダ人は供給することができるかと複数回尋ねた。
- (5) 1639 年、幕府は、長崎に使者を派遣してポルトガル船の日本来航禁止を申し渡すことにした。幕府は、この決定を諸大名にも伝えて警戒を呼びかけた。

設 問

A この間、長崎やポルトガル船に対する幕府の政策は、どのように転換したか。島原の乱の影響を考慮しつつ、3行以内で述べよ。

B (5)において、幕府が、それまでと異なり、政策を広く大名たちに知らせたのは、何のためだったと考えられるか。2行以内で述べよ。

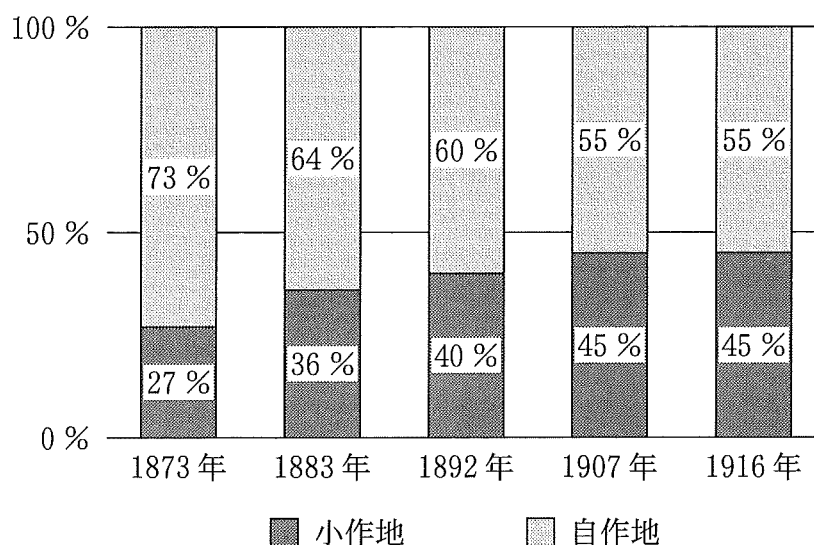
第 4 問

近代の土地制度は 1870 年代と 1930～1940 年代とに大きく変化した。1870 年代前半には農地売買が自由化され、農地を担保に借り入れた資金を返せない際に、土地所有権を移転することも容易になった。貸し主にとっては安全に貸せるようになり、借り主にとっては農地を担保として資金を借り入れやすくなった。一方、1930 年代後半から 1940 年代前半には、農地改革に先立ち、地主の権利への規制が強められた。これらに関する以下の資料と図とを読んで、下記の設問 A・B に答えよ。解答は、解答用紙(二)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

資料 1 1873 年 1 月地所質入書入規則(大意)

- ・ 所有地を担保として金銭を借り入れ、かつ、その所有地を引き続き耕作し、その収益から借入金の利息を貸し主に支払うことを書入かきいれという。
- ・ 書入した土地は借り主が耕作しているので、その土地の地租および地方税は借り主が納付する。
- ・ 借入金を返済せずに、書入した土地を借り主から貸し主に引き渡すときには、貸し主が新しい地券の発行を申請し、以後、地租と地方税を納付する。

図 1 小作地と自作地の比率



(古島敏雄編『日本地主制史研究』)

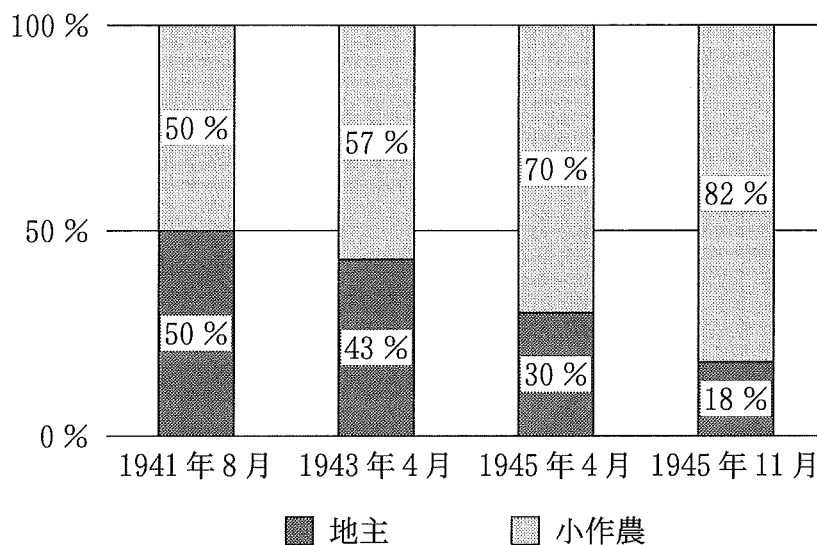
資料2 1938年4月農地調整法(大意)

地主は、事情もなく小作料を滞納するなど小作農側に信義に反する行為がない限り、小作契約を解約したり小作契約の更新を拒否したりすることはできない。

資料3 1941年11月農林次官通牒(大意)

米の政府買上価格の引き上げや、自作農と小作農への生産奨励金の交付により、米の生産が有利になるため、農業経験の乏しい地主が小作契約を解約して自作しようとするなどの恐れもある。そのような行為は食料増産のためにはあつてはならず、また農地調整法に照らしても認められないので、特に適切な措置を講じる。

図2 地主と小作農の間の収益配分の変化(米の政府買上価格引き上げと生産奨励金交付の効果, 概算)



(『岩波講座 日本経済の歴史 5』)

設問

A 小作地の比率は図1のように変化した。その要因を3行以内で述べよ。

B 図2に見られる収益配分の変化はどのような政策的意図によってもたらされたか。3行以内で述べよ。